

紋章の研究

その12 江戸時代の武将の紋章(7)

若山 初子

- I. 緒言
- II. 大名の紋章
 1. 紋章の分類
 2. 新しい紋章
 - (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・ 部分的に変化させてあるもの
 - ・ 形を改造したもの
 - ・ 外郭を変化させたもの
 - ・ 組み合わせを変化させたもの
 - ・ 外郭のみを用いたもの
 - (2) 新しく組み合わせたもの
 - (3) 新しい事物の紋章
 3. 紋章名不明のもの
 4. まとめ
- III. 8000石～600俵の武将の紋章
 1. 紋章の分類
 2. 新しい紋章
 3. まとめ
- IV 結び

I. 緒言

前報¹⁾においては、江戸時代寶永元年に大武鑑²⁾に収録されていた大名129氏、9900石～200俵の617氏の武将の紋章についての考察を行なった。

その内容は此の時代に新しく用いられた紋章を見出すことである。その結果、新しい紋章としては大名の紋章では、既存のものを部分的に変化させたもの2ケースが見出され、9900石～200俵の武将の紋章については、今まである紋章を変化させたもの21ケース、新しく組み合わせたもの7ケース、新

しい事物を用いたもの2ケースが認められた。また紋章名不明のもの15ケースのうち、10ケースは新しい紋章であった。ゆえに寶永元年について調べた紋章では合計42ケースが新しい紋章であった。すなわち大名以外の武将に新しい紋章が多いことが認められた。また紋章名不明のものについては文献に見出せず、また現在は用いられていない紋章もあるものと考えられる。

本報においては、引き続き寶永二年に収録されていた大名471氏、8000石～600俵の武将31氏の紋章を調べ、前報と同様に新しい紋章を見出すことを目的としてまとめた。また前報¹⁾においては、記載されていた人数は大名以外の武将の方が多く、大名の約4.8倍であった。本報はそれとは対称的に大名の方が15倍と圧倒的に多い結果となった。

尚新しい紋章の定義としては前報¹⁾と同様に、

- 今まである紋章を変化させたもの
- 新しく組み合わせたもの
- 新しい事物を用いたもの

とした。

II 大名の紋章

寶永二年に武鑑に載せられている大名は471氏であった。

1. 紋章の分類

これらの大名の紋章を分類して表1に示す。尚分類方法は前報¹⁾と同様である。

次に表1の紋章をまとめてその数を図1に示す。

図1の結果を前報¹⁾と比較すると、ほぼ同様の傾向を示し植物紋が最も多く、他の紋章の2倍以上と群を抜いており、同数で文様紋と器財器具紋が続く。元禄期から増加の傾向にある合成紋の増加が顕著であることは特色の一つである。尚合成紋は二つ以上の紋章を組み合わせると一つの紋章としたもので著者が付した名前である。

大名の紋章数の合計は694ケースであり、氏名数より多いのは複数の紋章を用いている大名があるためである。また紋章名不明のものが2ケース見出されたが、この紋章は前報¹⁾においても紋章名不明としたものである。

紋章の研究

表1 寶永二年の大名の紋章の分類

文 様 紋					
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
巴紋	右三つ巴	7	菱紋	三階菱	9
	右三つ巴(石持地拔)	1		丸に三階菱	2
	左三つ巴	6		割溝口菱	2
木瓜	木瓜	1	菱紋	溝口菱	2
	五葉木瓜(稟輪黒地)	2		山口菱	2
瓜紋	三つ盛木瓜	1	花菱紋	三つ盛の葉	2
	堀田木瓜	3		柳沢菱	1
	織田木瓜	1		丸に花菱	1
	丸に豎木瓜	2		細隅切角に花菱	1
引両紋	二引両	1	鱗紋	四つ花菱	2
	丸に二引両	4		三つ盛花菱	2
	丸に三引両	6	直違紋	三つ鱗	3
	丸に豎三引両	2		丹羽直違	1
喰違七引両	1				
目結紋	繫ぎ二つ目結	1	輪紋	丸細中瓜稟輪(木瓜輪)	1
	四つ目結	1		輪	1
	隅立四つ目結	5		太輪	6
	隅立四つ目結(黒地)	2		輪	1
	丸に隅立四つ目結	2		輪(木瓜輪)	1
	丸に隅立四つ目結	1		輪	1
	(円の中黒地)			輪	3
	繫ぎ四つ目結	1		違	い
繫ぎ九つ目結	4	角紋	隅立角餅角	2	
			細平角	1	

植 物 紋										
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数		
葵	丸に三つ葵	14	藤紋	下り藤	2	茗荷紋	稻垣茗荷	2		
	丸にかけ三つ葵	1		下り藤(花黒地)	9		丸に稻垣茗荷	2		
	水戸六つ葵	11		上り藤(花黒地)	5	笹紋	丸に九枚笹	2		
	菊輪に三つ葵	2	藤	7						
	窠輪に三つ葵	2	蕨紋	蕨丸に蕨	2	牡丹紋	津軽牡丹	3		
	窠輪に三つ葵	2		丸に堂蕨	1					
	(窠輪黒地)			藤に堂蕨	2	丁字紋	六つ丁字	2		
	播州六つ葵	1		丸に藤堂蕨	2		違い丁字(右上)	1		
	組平井筒に三つ葵	2		鬼	6					
	紋	六つ裏葵に唐花	7	沢瀉紋	丸に沢瀉	4	桜紋	桜	2	
		隅切角に三つ葵	3		抱き沢瀉	6		九曜桜	1	
		八角に三つ葵	4		中輪に抱き沢瀉	1	松紋	西尾櫛松	2	
		反り八角に三つ葵	2		三つ盛沢瀉	2				
		丸に立葵	10	大関沢瀉	1	撫子紋	三つ盛撫子	1		
四角に立葵		2	立梶の葉	2	秋月撫子		2			
菊紋		枝	2	丸に立梶の葉	2		梨紋	永井梨切口	4	
				隅入平角に立梶の葉	1					
桐紋		五七の桐(花黒地)	40	諏訪梶の葉	2	鞆紋	石川鞆	1		
		雲州桐	1	丸に土佐柏	1					
	尻合せ三つ五三の桐	1	牧野柏	6	棕櫚紋	棕櫚	3			
梅紋	加賀梅鉢	7	抱き柏	2		(米津棕櫚)				
	星梅鉢	5	桔梗	3	鉄線紋	丸に鉄線	2			
	裏梅鉢	2	丸に桔梗	2		(貝象表現)				
	裏梅鉢(黒地)	2	橘紋	橘	1	大根紋	違い大根	1		
	隅立角に大聖寺梅鉢	1		丸に橘	3		(右 上)			
丸に向う梅	1	龍胆紋	丸に笹龍胆	2	軍前草紋	車前草	2			
酢漿草	1		八角に笹龍胆	1						
丸に酢漿草	6		丸に三つ葉龍胆	2						
隅入平角に酢漿草	2		三つ笹龍胆	1						
			三つ笹龍胆(蔓有)	1						

紋章の研究

動物紋			器材器具紋							
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数		
鷹の羽紋	丸に違い鷹の羽	1	釘抜紋	釘	抜	5	蛇の目紋	蛇の目	4	
	丸に違い鷹の羽(班付)	3		丸に釘	抜	8		蛇の目九曜	6	
	丸に右重ね違い鷹の羽	3	隅切り垂角に釘	抜	2	丸に蛇の目九曜		2		
	丸に右重ね違い鷹の羽(班付)	2	杏葉紋	鍋嶋花杏葉	5	久留守紋	内田久留守	1		
	裏輪に右重ね違い鷹の羽(班付)	1		内隅入り平角に釘	2		中川久留守	1		
	丸に班付並び鷹の羽	3	矢紋	抱立花杏葉	1	額紋	丸に額	2		
	井上鷹の羽	2		丸に矢	2		洲浜紋	洲丸	1	
	蝶紋	揚羽蝶	2	扇紋	月丸の丸	扇		2	笠紋	笠柳生笠
		丸に揚羽蝶	1		丸に月の丸	扇	4	祇園守紋		中結び祇園守
		鑽輪に揚羽蝶	1		五本骨	扇	1		祇園守崩	1
菊輪に揚羽蝶		1	三つ崎		扇	4	植紋		植	1
備前池田対い		3	高二階		扇	1		輪室紋	三宅輪室	2
池田三つ		2	榎扇紋	秋田榎	扇	2	独楽紋		独楽	1
建部		2		丹羽平団	扇	1		餅紋	白餅	6
鶴紋		南鶴の丸	3	軍配団扇紋	奥中軍	団扇	1		轡紋	轡菱
		鶴丸に鶴の丸	2		三軍配団扇	扇	1	梯子紋		五段梯
雁紋		増山雁金	2	車紋	七原源氏	車	2		轡紋	轡
鹿角紋	抱き角	1	丸本骨源氏		車	1	梯子紋	五段梯		1
馬紋	片杭つなぎ馬	1	丸に六つ水	車	1	梯子紋		五段梯	1	
鳳凰紋	鳳凰の丸	1	水車紋	八つ水	車		4	梯子紋	五段梯	1
				永真裏	菜通賣錢	5	梯子紋		五段梯	1
			錢紋	田六文	錢	2				
				裏	錢	4				

天文地理紋			文字紋			築造物紋		
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
星 紋	三つ星	2	白黒一文字	1	井筒紋	組平井筒	5	
	松浦星	1	隅切角に三の字	5		井	桁	1
	六曜	10	丸に九の字	1	盤紋	陰立て三つ石	1	
	七曜	3	丸に十文字	5		鳥居紋	鳥居(かさ木黒)	1
	九曜	10	丸に土文字	1				
	離れ九曜	15	本の字	1				
	角九曜	2	丸に本の字	6				
	十曜	2	四角に本の字	1				
日 紋	日足	3	隅切角に本の字	1				
	(光芒12本)		四角に大の字	1				
月 紋	朧月	2	丸に小の字	1				
	隅立角に月	1	丸に山の字	1				
			丸に上の字	2				
			左万字	1				
			丸に左万字	5				
			四角に巴の字	1	源氏香図紋	源氏香図(花散里)	1	
			丸に利の字	2				
			丸に利の字 (丸と利の間黒地)	2	九字紋	九	字	1
			藤の字	1				
			細隅切立角に米の字	1				

紋章の研究

合 成 紋				不 明 紋	
紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数	紋の種類	紋章数
一文字三つ星	7	上り藤に大の字	1	紋章名不明のもの	2
丸に一文字三つ星	1	上り藤に大の字	3		
丸に三つ星一文字	2	(花と大の字黒)			
亀甲に七曜(黒地)	2	下り藤に十の字	2		
三つ盛亀甲に七曜	1	(花と十の字黒)			
(六郷亀甲)		沢 瀉 に 水	2		
六 曜 巴	1	竹輪に雀(仙台笹)	1		
黒餅に九曜	1	竹輪に二羽飛雀	1		
れんじに月	1	丸に二本竹に二羽宿雀	2		
黒餅に稲妻	2	丸に九枚笹に二羽飛雀	1		
裏輪に一の字	1	九枚笹輪に三羽飛雀	1		
黒餅に豎木瓜	2	雪持ち五枚笹	2		
庵に木瓜	1	亀甲に五枚根笹	1		
板倉巴	4	丸に一文字割劍桔梗	3		
板倉木瓜	1	長 劍 梅 鉢	2		
五つ瓜に唐花	10	折敷に縮三文字	1		
(五つ瓜黒地)		折敷に縮三文字	1		
亀甲に花菱	2	(折敷単線白地)			
七宝花輪違	1	折敷に縮三文字	1		
三つ盛亀甲に花角	1	(折敷単線黒地)			
七宝に花角	2	亀甲に左万字	2		
梅輪に太菱	1	黒餅に違い鷹の羽	3		
劍酢漿草	3	(班付)			
丸に劍酢漿草	6	黒餅に井上鷹の羽	2		
黒餅に酢漿草	1	三つ寄せ蝶に菊	3		
		亀甲に小の字	1		

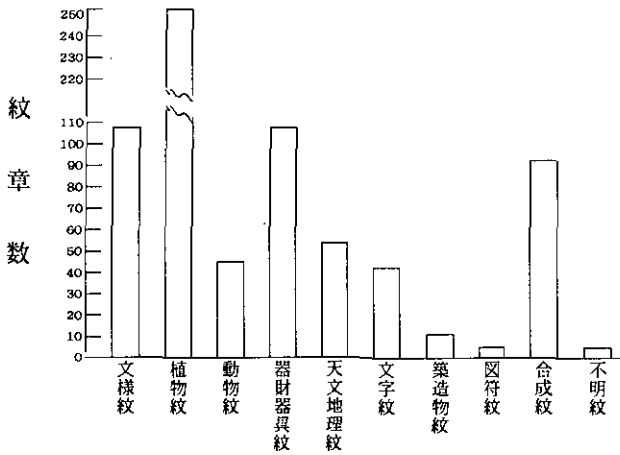


図1 大名の紋章の種類

2. 新しい紋章

この時代に新しく用いられた紋章を前述のように三種類に大別した。

(1) 今までである紋章を変化させたもの

新しく用いられた紋章にはこの形態のものが多い。この傾向は前報⁽¹⁾でも同様である。形態の変化を便宜上五つの項目に分類し、用いている武将と共に表2にまとめた。

・部分的に変化させたもの











この系列に入るものは10ケースの紋章である。




軍配閉扇紋は前報⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾でも述べたが、本報の紋章は中に描かれている文様が異なる。柄には竹である事がわかる節があり、その左右には松の文様がそれぞれ上下に重ねられ五ヶずつ描かれている。

次に丁字紋においては違い丁字と六つ丁字が用いられている。この紋章は前報⁽⁵⁾⁽⁶⁾で用いられている事を述べた。本報における紋章は形態は同様であるが、丁字の実(先端の尖った楕円形の部分)を周囲を輪郭として残し、中を黒く塗り潰している。こうする事により紋章をきわだたせる効果があると考えられる。すなわち、紋章を付する衣服の色との関係も多分に影響しているのではなからうか。





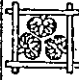
紋章の研究




表2 今まである紋章を変化させたものおよび用いた武将


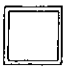
部分的に変化させたもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	中津団扇	奥平熊太郎春昌	90000		隅立角に大聖寺梅鉢	前田采女利昌	10000
	違い丁字	脇坂淡路守照安	53000		折敷に縮三字	一柳兵部直治 少輔	10000
	六つ丁字	松平紀伊守信慈	50000		折敷に縮三字	一柳土佐守禮	10000
		松平下野守信治	10000				
	板倉木瓜	板倉周防守冬重	50000		上り藤の字	大久保六五郎	記載なし
	丸に九字	遠山和泉守春友	15000		丸にかげ葵三	徳川家宣	

形を改造したもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	喰違七引両	安藤長門守興重	65000		柳沢菱の葉	松平美濃守保吉	152030
	四大角の字	大村因幡守長純	27900				

若山 初子

外郭を変化させたもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	に螺輪に羽揚	八明長平松	30000		り嶋葉入平角に杏	守領伊紀嶋	74000
	角に垂れ釘切隔	部治直兵衛柳	10000		つ結四立隔	直嶋嶋	
	筒に井平組	頭方税主平松	30000	/			

組み合わせを変化させたもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	三つ胆合せ尻籠	政熙内匠池田	25000		三つ桐の合せ尻籠	守徳伊賀平松	48000
		録輝守波丹池田	15000				
	三つ胆籠尻	守政豫伊平松	315200	/			

外郭のみを用いたもの							
紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	終輪	恒増正弾大関	19000		角平細	守興伊紀河森	10000

尚、違い丁字を用いている脇坂淡路守の紋章は輪違いが既に用いられており、六つ丁字を用いている松平紀伊守は丸に利の字、松平下野守は丸に桔梗紋を用いている。ゆえに丁字紋はそれぞれ替紋として用いたものと考えられる。

板倉木瓜も前述と同様に替紋として用いられたものであろう。板倉周防守は本紋としてすでに板倉巴を用いている。この板倉木瓜は横木瓜と植物の葉のようなものを組み合わせてあるが、何であるかははっきりしない。

次に九字紋もすでに用いられている紋章であり、前報⁹⁾でもその事を述べた。九字は呪符を象った紋章であり、横五本縦四本の線である。この紋章は縦横とも五本の線が用いられている。遠山氏は丸に二引両と共に九字を用いているので、本報のこの紋章は誤って書かれているのか、或いは格子紋であろうか。もし格子紋とすれば四角の中で区切られているのでこのような形ではない。

梅鉢紋も多用されている紋章である。梅鉢紋は中心の円の周囲に描かれる放射線上の文様の形、および太さによって名称が付されており、本報で述べる紋章は大聖寺梅鉢と考えられるが、原本の紋描写が正確ではないのははっきりしない。隅立角との組み合わせも新しい。

尚本報で気付いた事は、同じ紋章が用いられていてもその一部、或いは全部を黒くしている紋章が増加していることである。それは図に示す丸に向う梅や、裏梅鉢、隅立四つ目結によってもわかる。



丸に向う梅



裏梅鉢



隅立四つ目結

上記裏梅鉢を用いているのは金森出雲守であり、前報⁹⁾でも述べたが前報⁹⁾では中心の部分のみを黒くして用いられていた。このように一部或いは全部を黒くするのは、前述したように周囲との色のバランスからと考えられ、紋を付した衣服の色に淡色が多く用いられてきた事が推測される。

次に折敷に縮三文字も既存の紋章であるが、変化しているところは折敷の

部分である。すなわち復線ではなく単線を用いている。復線か単線かにより紋のイメージが異なる事に気付かされる。この紋章を用いている一柳兵部少輔は、後述する隅切り垂れ角に釘抜きと共に用いている。また一柳土佐守は折敷を全部黒く塗り潰しており、丸に釘抜きと共に用いている事が認められた。尚家系図を見るとこの紋章を用いている両氏は親戚関係である。

上り藤に大の字紋も多用されている紋章である。大久保六五郎の用いている紋章は、父大久保隠岐守の用いている紋章とは、藤輪および大の字の形共に異なるものである。

次に将軍家宣の用いている丸に三つ葵は、用いられていた陽紋と形は全く同じであるが、三つ葵の白黒を反対にした陰紋（葉を黒地にし葉脈に白線を入れる）が用いられている。将軍家で陰紋が用いられ始めたのはこの年代からである。

・形を改造したもの

既存の紋章の形を変えてしまったものを此の系列に入れた。該当する紋章は3ケースである。

喰違ひ七引両は、安藤氏が上り藤と共に用いている紋章である。引両紋は多用されている紋章であるが、七引両が用いられたのは著者が調べている限りでは始めてである。

次に丸に大の字が用いられた事は前報⁴⁾で述べたが、本報における紋章は外郭が四角であり、また大の字も装飾的に変化している事が認められる。そしてこの大の字は前述の上り藤に大の字と類似の傾向を示す。尚この紋章を用いている大村因幡守の本紋は五葉木瓜であり、この紋章は苗字の大の字をとって替紋としたものと推察される。

柳沢菱の葉紋は、文様紋である菱紋を変化させたものであり、菱紋からの変化とは一見考えにくいだが、菱形をベースにして各種各様のヴァリエーションが加えられた結果、このような形になったものと思われ、独創的な紋章である。この紋章を用いている松平美濃守吉保は、系図によると柳澤出羽守改め松平美濃守と記されている。柳沢氏の紋章は菱の葉紋であるので、松平氏になった時に柳澤菱の葉を替紋として用いたのであろう。尚本紋としては四つ花菱を用いている。

・外郭を変化させたもの

この系列の紋章は5ケースであった。

蝶紋は多用されている紋章であり、その形も変化され多くのものが用いられている。鍔輪と揚羽蝶を組み合わせ他家と区別したものと考えられる。尚この紋を用いている松平長八澄明のもう一つの紋章は瓜輪である。

垂れ角とは長方形の角の事を言い、その四隅をカットした隅切り垂れ角も新しく用いられ始めた外郭であり、これと釘抜と合わせて家紋としている。尚この紋章を用いている一柳兵部少輔直治は、前述の折敷に縮三文字紋を用いている武将である。

内隅入り平角も新しく用いられ始めたものであり、鍋嶋紀伊守は家紋の鍋嶋花杏葉と組み合わせ用いている。尚同氏は替紋として用いている隅立四つ目結も隅立角で囲っており、両紋共に外郭を黒地にしている。

徳川御三家の紋章は丸に三つ葵である。嫡男は親の紋章をそのまま継承し、次男三男は外郭を変化させて用いる場合もあり、今までに菊輪に三つ葵や瓜輪に三つ葵が用いられているが、組平井筒を外郭とし三つ葵と組み合わせたものは始めてと思われる。

・組み合わせを変化させたもの

この分類に属する紋章は、組み合わせた結果新しい形となったもので、3ケースの紋章が認められた。

笹龍胆紋は多用されている紋章である。一ケで用いられていたり桐紋との併用は認められたが、三ケを組み合わせた形は始めてである。尻合せ三つ笹龍胆を用いている池田氏は、内匠政熙は池田対い蝶と共に、丹波守輝録は池田三つ蝶と共に用いている。池田氏の家紋は蝶紋なので笹龍胆は替紋として用いたものであろうか。

次に松平伊豫守綱政の用いた三つ笹龍胆は、三つ盛の形とし左右の笹龍胆の下部から蔓を伸ばしそれを斜交させたものである。尚同氏も鍔蝶と共に用いている。

桐紋も多用されている紋章である。松平伊賀守忠徳は五七の桐を家紋としているが、五三の桐を放射線状に外向に3ケ並べ替紋として用いたようである。

・外郭のみを用いたもの

大関氏は大関沢瀉（柊輪に沢瀉）を本紋として用いているが、柊輪のみも使用している。柊輪は他家は用いていないのでやはり替紋として用いたものであろう。










森河紀伊守は丸に酢漿草紋が家紋であるが、細平角も用いている。この紋章も前記と同様に替紋として用いたものと考えられる。細線で描かれた四角を用いている武将は調べた限りでは認められず、あまりにも単純なので用いる武将が無かったと推測することも出来る。

以上23ケースの紋章が既存の紋章を変化させた形のものである。

(2) 新しく組み合わせたもの

新しく組み合わせたと考えられる紋章および武将を表3に示す。

表3 新しく組み合わせた紋章および用いた武将

紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	亀甲に五枚笹根	堀長門守直矩	10000		黒餅に稲妻	伊藤民部良祐	10000
	黒餅に井上鷹の羽	井上大和守岑	53000		梅輪に太菱	根良志摩守福頼	22000
	下り藤の十字	内藤駿河守長清	33000		隅立角に月	酒井隼人忠純	12000
	九枚笹輪に三羽飛雀	山口修理重明	10000		六曜巴	三宅備前守勝康	12000
	亀甲に五枚笹根	金森出雲守時頼	38000	/			

この系列に属する紋章は単独で用いられているものを、組み合わせた結果が新しい紋章となったもので9ケースが認められた。

亀甲は過去においては他の紋章と組み合わせられているが、万字紋との組み合わせは始めてである。この紋章を用いている堀長門守直矩は丸に釘抜と共に用いており、堀一族の系図を見ると釘抜紋と亀甲に花菱紋である事が認められるので、長門守は中を左万字とし新しく家紋にしたものと考えられる。

黒餅に井上鷹の羽の組み合わせも新しい。井上鷹の羽は前報⁴⁾で述べたが、本報における紋章は黒餅と組み合わせているために、鷹の羽紋の白黒が前報⁴⁾とは反対になっている。

下り藤は多用されている紋章であり、他の文様との組み合わせも多いが、

十の字との組み合わせは始めてである。内藤氏一族は下り藤を家紋としているので、内藤駿河守清長は十の字と組み合わせ新しく用いたものであろう。尚同氏は丸に十の字も用いている。

九枚笹輪に三羽飛雀を用いている山口修理重明の家紋は山口菱である。文献⁷⁾によると江戸時代に竹に雀紋を用いた武將に山口氏が認められるので、この年代になり新しくこの紋を併用したものと考えられる。

亀甲に五枚根笹の組み合わせも調べた限りでは始めてであり、この紋章を用いている金森出雲守頼時の本紋は裏梅鉢であり、前報⁶⁾でその事を述べた。前報⁶⁾では中心のみが黒く周囲の五ヶの円は染抜であった。本報においては全部が黒地になっており、前述したように衣服の色との調和のために黒くして用いたものと思われる。尚表に載せた亀甲に五枚根笹は替紋として用いたものと推測される。

黒餅に稲妻の組み合わせも新しい。前報⁶⁾で丸に稲妻紋を述べたが、本報における稲妻は黒餅との組み合わせであり、この紋章にも衣服との色の関係を推測する事ができる。尚この紋章を用いている伊藤民部長祐は右三つ巴紋も家紋としている。

梅輪に太菱の組み合わせも新しい。この紋章を用いている相良志摩守頼福の紋章は長剣梅鉢紋なので、やはり替紋として梅輪に太菱を用いたものと考えられる。

隅立角に月の組み合わせも始めてである。前報⁶⁾では樹に月を新しい組み合わせとして述べたが、酒井隼人忠純は隅立角に月を替紋として用いている。酒井氏一族は本紋が丸に剣酢漿草であり、酒井隼人も同様である。

次に六曜巴も新しい組み合わせであり、中心に左三つ巴を、周囲は六曜を配している。またこの紋章も黒地である。用いている三宅備前守康勝の本紋は三宅輪宝なので、やはり替紋として用いた紋章であろう。



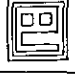




以上9ケースの紋章が新しい組み合わせで用いられた紋章であり、その大部分が替紋として用いたものである事が認められる。

(3) 新しい事物の紋章

この分類に属する紋章は、今まで用いられていなかった紋章であり、最も新しい形態と考えられる。7ケースの紋章が認められた。

紋章および用いた武將を表4に示す。

表4 新しい事物の紋章および用いた武將

紋章	紋章名	氏名	石高	紋章	紋章名	氏名	石高
	丸に土文字	松平采女正定 基	40000		隅立角餅	津輕越中守信政 信	47000
	四角の巴の字	土方市正雄豊	12000		五段梯子	牧野備前守春成 成	73000
	藤の字	内藤式部正友 少輔	16000		七段梯子	牧野駿河守辰忠 忠	74000
	隅切り立角に米の字	米倉主計昌照	12000				

丸に土文字紋が新しく用いられている。松平氏一族は六曜或いは星梅鉢を本紋として用いている。丸に土文字を新しく用い始めた松平采女正定基の本紋は星梅鉢である。ゆえにこの紋章は替紋として用いたものと推測できるが、調べた限りの文献には該当する紋章の記載は無い。

巴紋は文様紋で多用されている紋章であり、土方市正雄豊は左三つ巴を用いている。四角に巴の字を入れた紋章は新しく替紋として用いたものであろう。この巴の字紋も文献には該当する紋章の記載はない。

また藤の字も新しく用いられている。この紋章を用いている内藤式部正友は下り藤紋であり、この下り藤は染抜紋である。ゆえに替紋として藤の字を黒地で用いたものと推測される。この藤の字紋は文献⁷⁾に記載されているが形は行書であり、本報に記載した藤の字とは全く異なるものである。

米倉主計昌照は本紋として細隅切角に花菱紋を用いている。替紋として用いている紋章は細隅切角に米の字であろうか。調べた限りの文献には記載がなく、米の字としたのは氏の苗字からとった著者の判読である。

津輕越中守信政の家紋は津輕牡丹であるが、隅立角餅の記載もある。隅立角餅は外郭として用いられているもので単独では用いられていない。単純なので替紋として用いたのであろうか。

次に梯子紋が新しく用いられている。この紋章を用いているのは牧野氏であり、備前守も駿河守も本紋としては牧野柏を用いている。梯子は低い所から高い所へ昇って行くものであるため、出世の足がかりとしての意味を持つ

紋章の研究

ものであろう。備前守は五段梯子、駿河守は七段梯子を用いている。

以上7ケースの紋章がこの年代に新しく加わったものである。

3. 紋章名不明のもの

紋章名の分らないものを表5に示す。

表5 紋章名不明のもの

紋章	氏名	石高	紋章	氏名	石高
	本多兵庫忠次	10000		松浦大膳昌	10000

表5の紋章については前報¹⁰でも不明紋として述べているので省略する。

4. まとめ

以上寶永二年の大名471氏の紋章694ケースを分類しまとめた。

新しい紋章としては

- (1) 今まである紋章を変化させたもの
 - ・部分的に変化させたもの……10ケース
 - ・形を改造したもの……3ケース
 - ・外郭を変化させたもの……5ケース
 - ・組み合わせを変化させたもの……3ケース
 - ・外郭のみを用いたもの……2ケース
- (2) 新しく組み合わせたもの……9ケース
- (3) 新しい事物の紋章……7ケース

新しく用いられた紋章は39ケースであった。紋章は世襲であるために年代が進んでも変化は少ないと考えられるが、一つの紋も親子、或いは一族の間で僅かでも変化させて用いている事が認められた。その結果新しい紋章が生じる事になる。戦国時代においては拝領、婚姻、あるいは奪取等により、一人で何ヶかの紋章を用いていたが、本報においては替紋として用い、その紋章に新しいものが多い事がわかる。また新しい事物の紋章には文字紋が多く、その文字は用いている紋章や、或いは苗字からとったものである。文字以外の新しい紋章に初めて梯子が用いられたのも特色である。

III 8000石～600俵の武将の紋章

1. 紋章の分類

寶永二年に武鑑²⁾に載せられていた武将は31氏であった。これらの武将の用いた紋章を分類し表6に示す。

表6 寶永二年の8000石～600俵の武将の紋章の分類

文様紋			植物紋			動物紋			器財器具紋		
紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
木瓜紋	丸に木瓜	1	桐紋	五七の桐 (花黒地)	1	鷹の羽紋	井上鷹の羽 井上鷹の羽	1 1	久留守紋	丸にバテント 久留守	1
目結紋	丸に隅立四つ目結(丸と四つ目の間黒)	2	梅紋	星梅鉢	1	鶴紋	南部鶴	2	祇園守紋	祇園守崩し	1
菱紋	三階菱丸に溝口菱(菱黒地)	1 1	藤紋	藤巴	1						
花菱紋	細に隅切角菱花菱	1	葛紋	鬼葛	1						
			梶紋	丸に立梶の葉	1	文字紋			合成紋		
			牡丹紋	丸に牡丹	1	紋の種類		紋章数	紋の種類		紋章数
			丁字紋	六つ丁字	1	隅切角に三の字	6		剣 詐 漿 草	1	
			車前草紋	丸に車前草	1	丸に大の字	2		黒餅に鬼葛	1	
									角餅に鬼葛	1	
									黒餅に違い鷹の羽(班付)	1	
									黒餅に右重ね	4	
									違い鷹の羽		

次に表6の紋章をまとめてその数を図2に示す。

武将数が少なく、従って用いられている紋章数は36ケースであり、使用紋の傾向の推測は困難であるが合成紋が多いのは前述と同様である。

紋章の研究

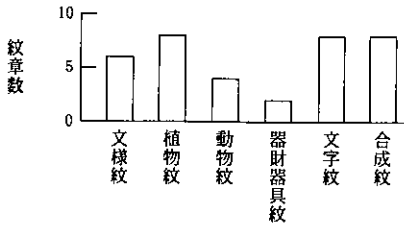


図2 8000石～6000石の武将の紋章の種類

2. 新しい紋章

新しく用いられた紋章を表7に示す。

表7 8000石～6000石の武将の新しい紋章

	紋章	紋章名	氏名	石高
今までは部分的に変化させたもの		丸にバテント久留守	内田若狭守正長	1500
		丸に大の字	大久保長門守教房	6000
新しく組み合わせさせたもの		瓜輪に井上鷹の羽	井上遠江守正方	8000
		黒餅に鬼蔦	松平刑部少輔乗興	5000
		角餅に鬼蔦	松平留之助乗包	記載なし

部分的に変化させたものは次の2ケースの紋章である。

丸にバテント久留守を家紋としている内田若狭守正長は前報^④で述べた内田出羽守正衆の一族である。前報^④においては丸の外側に小さな円が四ヶ配されているが、本報の紋章にはそれが省略されている。

次に丸に大の字は前報^④で既に用いられており、同じ大久保一族である。前報^④との違いは大の字の形が装飾的になっている事であり、本報で前述した上り藤に大の字の大と類似している事が認められる。前述の大久保六五郎

と大久保長門守教房が親戚関係かどうかは、系図に示されていないので不明である。

新しく組み合わせたものは次の3ケースの紋章である。

瓜輪に井上鷹の羽を家紋としている井上遠江守正方は、前述の黒餅に井上鷹の羽紋の井上大和守正岑の舎弟である。兄は黒餅と組み合わせ、弟は瓜輪と組み合わせて新しい紋章となったわけである。

また鬼蔦を黒餅、および角餅と組み合わせている松平氏は、井上氏と同様に兄弟の関係である。松平氏（大名）は鬼蔦が家紋である。弟の形部少輔は黒餅と組み合わせ、その弟の留え助は角餅と組み合わせていることが認められる。

以上の5ケースの紋章が新しく用いられ始めたもので、すべて既存の紋章からの変化であった。

3. まとめ

大名以外の武将は31氏のみの記事のため新しく用いられた紋章は

- ・今まである紋章を部分的に変化させたもの……2ケース
- ・新しく組み合わせたもの……3ケース

の5ケースであった。

IV 結 び

本報においては寶永二年に記載されている大名471氏、8000石～600俵の武将31氏の紋章について考察を行なった。内容はこの年に新しく用いられた紋章を見出すことである。

新しい紋章は

大名の紋章……39ケース

8000石～600俵の武将の紋章……5ケース

の計44ケースであった。

本報の特徴としては、特に大名の紋章において、将軍が蔭紋を用い始めたのは特記すべき事と考えられる。また他の大名の新しい紋章は替紋がその殆んどであった事である。

江戸時代も五代、六代将軍の頃になると、紋章は家格を示すものとしてのウエイトが大きかったと考えられる。それは自分の家を他に対して有利に主

紋章の研究

張するのに、最も都合の良いものだったであろう。しかし略式の外出や、お忍び等と言う場合には、その紋がかえって妨げになることもあるのではなからうか。

この時代は衣服に紋を付すのが常識で、紋のあるところに無いのは却って目立つ事になる。ゆえに正式の家紋ではない別の紋（替紋）を用い始めたと推測する。

また紋章の外郭および、紋章自体が黒地のものも増加している事、これは紋を付す衣服の色が淡色や多彩になったための知恵とも考えられる。

以上紋章の変化を通して、この時代の背景や文化を垣間見る事が出来るのも一つの収穫である。

引用文献

1. 若山：北星短大紀要，27，139（1990）。
2. 橋本博：大武鑑巻3，大洽社。
3. 若山：北星短大紀要，14，33（1968）。
4. 若山：北星短大紀要，24，83（1987）。
5. 若山：北星短大紀要，19，27（1977）。
6. 若山：北星短大紀要，19，37（1977）。
7. 沼田頼輔：日本紋章学，人物往来社。
8. 若山：北星短大紀要，26，57（1989）。

Study of Crests

No. 12 The Crests of Samurai families of the Edo Era(7)

Hatsuko Wakayama

This investigation covers 471 daimyo and 31 retainers (income 8,000 koku to 600 hyo) in the year 1705, and reports hitherto undescribed crests.

Three kinds of undescribed crests were determined:

1. Crests representing variations on known crests.
2. Crests of newly combined designs.
3. Crests with entirely new features.

Daimyo Crests

1. Crests representing variations on known crests:
 - 10 where parts were changed.
 - 3 where the shape was changed.
 - 5 where the outline was changed.
 - 3 where the combination of elements was changed.
 - 2 where only the outer part was used.
2. 9 crests with newly combined designs.
3. 2 crests with entirely new features.

This makes a total of 39 newly described daimyo crests.

Crests of Retainers

New Crests

- 2 where parts were changed.
- 3 where the combination of elements was changed.

This makes a total of 5 newly described retainer crests.

The present report covers 44 new crests.

An outstanding feature of the crests reported here are a number of crests with changed patterns.